

安全就業規則の特例に関する規則

(目的)

第1条 特殊な用具等を使用する作業について、安全確保の観点から年齢による制限を定めるものである。

(制限する職群等)

第2条 前条でいう作業は次の各号で定めるものとする。

- 1 センターの所有する車両の運転を伴う作業。
- 2 植木剪定作業。
- 3刈払機を使用する除草作業。

(明限を開始する日)

第3条 制限を開始する日は、80歳になった翌日からとする。

(経過措置)

第4条 本規則が適用された時点で前条に規定する年齢に達していたものは、適用日より効力を発するものとする。

本規則は、令和5年3月17日に施行し、令和5年10月1日より適用する。